

# 令和5年度

## 住民税均等割のみ課税世帯給付金のご案内

低所得世帯支援のため、給付金の支給を実施します！

### 1. 支給対象世帯（基準日：令和5年12月1日）

- 基準日時点で、世帯全員が令和5年度分の住民税所得割が非課税であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が住民税均等割が課税されている者で構成されている世帯

### 2. 支給額

1世帯当たり **10万円**

### 3. 給付金の支給手続き

- ▶ 確認書及び申請書（転入世帯）の提出により、審査のうえ給付金を支給します。
- ▶ 令和5年1月2日以降に転入された方は、令和5年1月1日時点で住民登録をしていた市区町村から住民税課税証明書（均等割のみ課税）の交付を受け添付してください。
- ▶ 申請期限は、**令和6年4月30日まで**です。

\*お問合わせは、下記までお電話ください。

#### ■ 富里市コールセンター

「住民税均等割のみ課税世帯給付金」に関すること

**0476-90-1131**

受付時間：平日8:30～17:15